

青山小学校 P T A 会則・細則

令和 5 年 9 月 30 日改正版

大津市立青山小学校PTA会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、青山小学校PTA(以下、本会という)と称し、事務局を青山小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して児童の健全な育成を図るとともに、家庭・学校・地域社会の教育環境の充実及び向上に努めることを目的とする。

(方針)

第3条 本会の活動はボランティアのため、活動への参加の有無を他者に強制しない。

2 本会の活動において、青山小学校のすべての児童は平等に扱われ、その保護者が会員であるか否かによって区別しない。

3 児童の健やかな成長のための環境整備を目的として、他の団体及び機関と協力するとともに、支配干渉は受けない。

4 特定の政治的、宗教的な活動、営利を目的とする活動、学校の管理や人事への干渉は行わない。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 家庭と学校が密接に連携する活動。

(2) 児童の健全育成のための活動。

(3) 会員相互の親睦を深め、教養を高めるための活動。

(4) 大津市教育委員会の取組に準じて参加するスクールガード活動。なお、活動内容は拡大役員会において決定する。

(5) その他、教育上必要な活動。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員となることができるものは、次のとおりとする

(1) 青山小学校に在籍する児童の保護者。

(2) 青山小学校に勤務する教職員。

(入会)

第6条 本会へは強制ではなく、あくまで自由意思で入会できる。

2 本会への入会希望者は、別紙に定める入会意思確認書にて入会の意思表示をした上で会長に提出する。

(退会)

第7条 本会は理由によらず、退会したい時に自由に退会できる。

2 本会の退会希望者は、別紙に定める退会届にて退会の意思表示をした上で会長に提出する。

3 会員は、退会者やその児童に、退会以降の地域生活や学校生活においていかなる不利益も生じないよう十分に配慮する。

第3章 本部役員及び委員と役割

(本部役員)

第8条 本会を運営するための活動方針を決定し、会員、学校、その他関係機関との調整を行うための本部を本会に組織する。本会本部に、次の役員を置く。ただし選出過程で定員が確保できない場合は、第12条の定めに従う。

会 長 1名(保護者)

副会長 2名(保護者2名)

- 参 与 1名(青山小学校長をもってあてる)
- 庶 務 3～4名(保護者2名、教職員1～2名)
- 会 計 3名(保護者2名、教職員1名)

(委員)

第9条 本会に、次の委員を置く。

青サポ委員 定数は設けず、会員から立候補のあった人数で運営する。

(役員の役割)

第10条

- 会 長 本会を代表し、会務を総括する。
- 副会長 会長を補佐し、会長が役割を遂行できないときは、これを代行する。
- 参 与 各会議に出席し、意見を述べることができる。
- 庶 務 会議の記録並びに会の運営に伴う事務を処理する。
- 会 計 本会の会計事務を処理する。

(委員の役割)

第11条

青サポ委員 本部及び学校と連携協力し、第4条に示す活動を企画し運営する。

第4章 役員及び委員の選出

(役員を選出)

第12条 本会の会長、副会長、庶務(教職員は除く)、会計(教職員は除く)の選出は、毎年10月末までに次年度役員の上候補を一定期間募り、前記の役職についてそれぞれ定数を越えた立候補者がある場合は、会員による選挙または立候補者による話し合いを実施する。

2 それぞれの役職への立候補が定数以内の場合は、会員の信任を問うこととする。

3 役職不在や定員未達の場合は、当年度役員と次年度役員立候補者がそのことに合意し、なおかつ会員を対象とした投票にて投票者の過半数の賛成をもって、そのまま運営することができるものとする。

4 信任投票は、毎年3月末までに実施し、投票総数の過半数をもって信任されたものとする。

5 役員において欠員が生じた場合、欠員に該当する役員の上候補を一定期間募り、複数の立候補がある場合には会員による選挙を実施する。ただし、立候補者がいない場合には、同条第3項に準じ信任する。

(兼務と任期)

第13条 本会の役員、青山中学校 PTA の役員、会計監査委員及び学年委員は兼務することはできない。

第14条 本会の役員、青サポ委員の任期は、各1か年間とする。

第5章 選挙管理委員会

第15条 本会役員の上候補にあたっては、選挙管理委員会を組織し、選挙及び信任投票に関する事務を処理する。

第16条 選挙管理委員会は、青サポ委員で組織する。

第17条 この他、選挙管理委員会に関し必要な事項は、細則で定める。

第7章 会議

(会議)

第18条 本会の会議は、総会、委員総会、拡大役員会、青サポ委員会、役員会とする。

(総会)

第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。

2 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集する。定期総会は毎年、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、委員総会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の請求があったとき、その他会

長が必要と認めたとときに召集することとする。

4 総会の議事は、投票者の過半数で議決する。

5 総会の議長は会員より選出し、選出方法については、細則で定める。ただし、ウェブ形式により開催したときは、議長は定めない。

6 この他、総会に関し必要な事項は細則で定める。

(委員総会)

第20条 委員総会は、本会の役員、青サポ委員、及び T 委員(教職員)で構成し、総会に次ぐ議決機関である。

2 委員総会は、本会の運営に必要な事項及び予算補正等について審議、議決する。

3 委員総会は、会長が必要と認めたととき、または、委員の4分の1以上の請求があったとき開催する。

4 委員総会は、委員の2分の1(委任状を含む)以上の出席で成立し、議事は、出席者の3分の2以上で議決する。ただし、ウェブ形式により開催したときは、投票者の3分の2以上で議決する。

5 委員総会の議長は、副会長が務める。ただし、ウェブ形式により開催したときは、議長は定めない。

6 この他、委員総会に関し必要な事項は細則で定める。

(役員会)

第21条 役員会は、会長、副会長、庶務、会計、参与で組織し、本会の運営に必要な事項を協議する。

(拡大役員会)

第22条 拡大役員会は、会長、副会長、庶務、会計、参与、青サポ委員会の代表、副代表、会計及び顧問で組織し、本会の運営に必要な事項を協議する。

(青サポ委員会)

第23条 代表、副代表及び会計をおく。

2 代表、副代表及び会計は委員より互選し、会長が委嘱する。

3 代表は会を統括し、副代表は代表を補佐し、代表が役割を遂行できないときは、これを代行する。会計は委員会の会計事務を処理する。

4 会長と参与で相談し委員の意向を確認したうえで、教職員の会員を顧問として委嘱することができる。

5 この他、青サポ委員会に関し必要な事項は細則で定める。

第8章 会計監査

第24条 本会に会計監査員を置き、会計の監査を行う。

2 会計監査員は、委員総会において会員中より2名を選出し、定期総会に報告する。

3 会計監査員は年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

4 会計監査員は必要と認めたととき、委員総会を召集することを会長に請求することができる。

5 会計監査員の任期は1か年とし、本会の役員及び青サポ委員が兼務することはできない。

6 会計監査員の選出方法については、細則で定める。

第9章 会計

第25条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

2 本会の会員(保護者及び教職員)は、1世帯当たり月300円の会費を納入することとする。

3 本会の会費は、児童が月当たり一日以上在籍する保護者を対象に納入することとする。

第26条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第27条 本会の予算は、総会の議決を経なければならない。

2 総会で議決するまでに要する経費の暫定予算は、前年度の委員総会において議決しておくものとする。

3 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるとき

は、これを当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

第10章 個人情報の取り扱い

第28条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「青山小学校PTA個人情報取扱方法」に則って適正に運用するものとする。

第11章 細則

第29条 本会の運営に関し必要な細則は、本会則により委員総会の議決を経て定める。

第12章 会則の改正

第30条 本会の会則改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、ウェブ形式により総会を開催したときは、投票者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則

この会則は、平成3年10月12日より施行する。

この会則は、平成6年6月4日改正し、施行する。

この会則は、平成9年5月31日改正し、施行する。

この会則は、平成12年5月20日改正し、施行する。

この会則は、平成14年5月24日改正し、施行する。

この会則は、平成20年5月21日改正し、施行する。

この会則は、平成21年6月3日改正し、施行する。

この会則は、平成22年5月21日改正し、施行する。

この会則は、平成25年5月22日改正し、施行する。

この会則は、平成27年5月19日改正し、施行する。

この会則は、平成29年5月23日改正し、施行する。

この会則は、令和元年5月17日改正し、施行する。

この会則は、令和2年7月26日改正し、施行する。

この会則は、令和3年6月6日改正し、施行する。

この会則は、令和5年1月29日改正し、施行する。

この会則は、令和5年6月10日改正し、施行する。

この会則は、令和5年9月30日改正し、施行する。

大津市立青山小学校PTA細則

(選挙管理委員会)

第1条

- 1 選挙管理委員会は、毎年10月末までに組織する。
- 2 選挙管理委員会は、次年度の本会の役員の選出と同時に解任される。

第2条 当該年度、最初の選挙管理委員会は、会長が召集し、選挙管理委員長選出後は委員長に運営を委ねなければならない。

第3条 選挙管理委員会は委員長、副委員長、委員2名の計4名で構成し、選挙管理委員の互選によって委員長、副委員長を選出する。ただし、委員の定数は青サポ委員の人数に応じて変更することができる。

第4条 選挙管理委員会は、本会役員の選挙結果、及び信任投票の結果を会員に報告しなければならない。

(青サポ委員)

第5条 代表は、活動遂行のため、必要に応じて委員会を召集することができる。

(総会)

第6条 総会の開催形態を、書面またはウェブ等を用いた会議形式も可能とし、議決権を行使することができるものとする。

第7条

- 1 総会の議長及び副議長は、役員、青サポ委員及び会計監査員を除く会員の中から選出することとし、選出にあたっては、当該年度の本部役員がその任にあたる。
- 2 議長、副議長1名ずつを選出する。
- 3 ウェブ形式により開催するときは同条第1項及び第2項は適用しないこととする。

(会計監査)

第9条 会計監査員は2名とし、前年度中に会員から立候補を募る。ただし、立候補により定数に満たないときは、前年度役員の中から話し合いにより選出する。

(体育・文化サークル)

第10条 会員有志は、体育・文化活動を通じて会員相互の研鑽と交流を深めるための体育・文化サークル(原則として会員5名以上)の設置を役員会に申請することができる。役員会での審議を経て委員総会において認可されれば、当該年度の活動を本会の認可団体として行うことができる。活動を継続する場合には、各年度毎に申請を行わねばならない。なお、補助金は役員会の承認を経て支給できる。

(立ち当番)

第11条

- 1 会員は、全児童が安全に通学できるよう、危険箇所の見守りを当番制で実施する(以下立ち当番と記載)。
- 2 立ち当番の担当場所等は、本会で協議し決定する。

(文書保存期間と廃棄)

第12条

1 本会の運営にかかわる諸文書、会計書類、証憑等(電磁的記録を含む。以下「文書」という。)の保存期間は、原則として5年とする。ただし、個人情報を含む文書については、青山小学校PTA個人情報取扱方法に定めるところに従う。

2 前項の保存期間の起算日は、文書の完結した日の属する年度の翌年度の4月1日とする。

3 保存期間を過ぎた文書は、役員会の承認を得て、適切な方法で廃棄するものとする。ただし、保存期間経過後も保存することが必要と認められたものについてはその限りではない。その場合は、役員会で決定し、文書で保存理由を明記したうえで次年度の役員会に引き継ぐものとする。

付則

- この細則は、平成4年6月6日より施行する。
- この細則は、平成6年5月28日改正し、施行する。
- この細則は、平成7年5月28日改正し、施行する。
- この細則は、平成8年3月2日改正し、施行する。
- この細則は、平成8年5月11日改正し、施行する。
- この細則は、平成11年2月20日改正し、施行する。
- この細則は、平成12年2月19日改正し、施行する。
- この細則は、平成12年5月6日改正し、施行する。
- この細則は、平成14年2月2日改正し、施行する。
- この細則は、平成15年5月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成16年2月20日改正し、施行する。
- この細則は、平成18年2月24日改正し、施行する。
- この細則は、平成19年2月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成20年2月22日改正し、施行する。
- この細則は、平成20年5月12日改正し、施行する。
- この細則は、平成22年2月26日改正し、施行する。
- この細則は、平成24年10月31日改正し、施行する。
- この細則は、平成25年5月22日改正し、施行する。
- この細則は、平成27年2月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成27年5月13日改正し、施行する。
- この細則は、平成29年2月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成29年5月17日改正し、施行する。
- この細則は、平成30年5月10日改正し、施行する。
- この細則は、令和元年5月9日改正し、施行する。
- この細則は、令和2年6月28日改正し、施行する。
- この細則は、令和3年5月16日改正し、施行する。
- この細則は、令和5年5月14日改正し、施行する。
- この細則は、令和5年●月●日改正し、施行する。